

中学校の保護者の皆さまへ

立川市教育委員会

教育長 小町 邦彦

市立中学校の電話対応における音声案内の開始について（お知らせ）

日頃から本市の教育活動にご理解とご協力をいただきありがとうございます。

さて、教育委員会では、長時間勤務となっている教員の時間外勤務を削減し、授業準備等に集中することができる体制を整備して教育の質を高めるために、「教員の働き方改革」（2 ページ参照）を進めています。

その一環として、授業日の夕方以降及び土日・祝日等において電話機に音声案内を設定することにいたしました。

音声案内の運用方法は次のとおりといたしますので、学校への電話連絡については、電話対応時間にご連絡いただきますようお願いいたします。

保護者の皆さまには、ご不便をおかけすることもあるかと存じますが、「教員の働き方改革」を進めるうえで必要な取組として、ご理解いただきますようお願いいたします。

## 1 運用開始日

令和 3 年 2 月 1 日（月）・放課後から

## 2 電話対応時間・音声案内時間

(1) 授業日（平日以外に学校公開や行事等を行う日を含みます。）



(2) 授業日以外の日（長期休業期間を除きます。例：土・日・祝日・振替休業日・学校閉庁日）



(3) 長期休業期間（例：夏休み）



- ※ 教員の勤務時間は原則午前8時15分から午後4時45分までとなっております。このことから、授業日等における教員の業務の状況、研修の実施等を考慮し、電話対応及び音声案内の時間帯を設定しています。
- ※ 音声案内へ切り替えた時刻以降でも、緊急の場合には学校から保護者の皆さまへご連絡をする場合があります。

### 3 子どもの生命に関わるような緊急時について

音声案内の時間帯において、子どもの生命に関わるような緊急対応を要する事件・事故が発生した場合には、警察（電話番号 110）、消防・救急（電話番号 119）、立川市役所（電話番号 042-523-2111）へご連絡ください。

#### ※「教員の働き方改革」について

学校を取り巻く環境が複雑化・多様化し、求められる役割が拡大する中、新学習指導要領の確実な実施など、学校教育の更なる充実が求められております。

こうした中、教員の長時間勤務の実態が明らかとなり、教員の心身の健康にも影響を及ぼすとともに、日々の教育活動の質にも関わる重大な問題となっております。

本市においても長時間勤務による教員の健康障害へのリスクが高く、喫緊の課題となっております。「教員の働き方改革」を進めております。

教員の勤務時間は原則午前8時15分から午後4時45分までですが、勤務時間内は授業や給食指導、児童・生徒指導等で各教室にすることが多く、他の業務に充てる時間を確保することが難しい状況です。

そのため、子どもたちが下校した後に打ち合わせや提出物の返却準備、校務（授業以外に学校を運営するために必要な業務）等を行い、これらの後に日々の授業で一番大切な授業準備や教材研究を行う場合が多い状況です。

このことから、教員が長時間勤務となっている現状があります。特に中学校では、授業終了後から部活動指導を行う教員については、部活動終了後から校務を行った後に授業準備や教材研究を行う場合が多いことから、さらに長時間勤務となっています。

<問い合わせ先>

立川市教育委員会事務局

教育部教育総務課・指導課

電話 042-528-4337・042-528-4339